

京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町地区建築協定

建築協定区域

京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町の一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

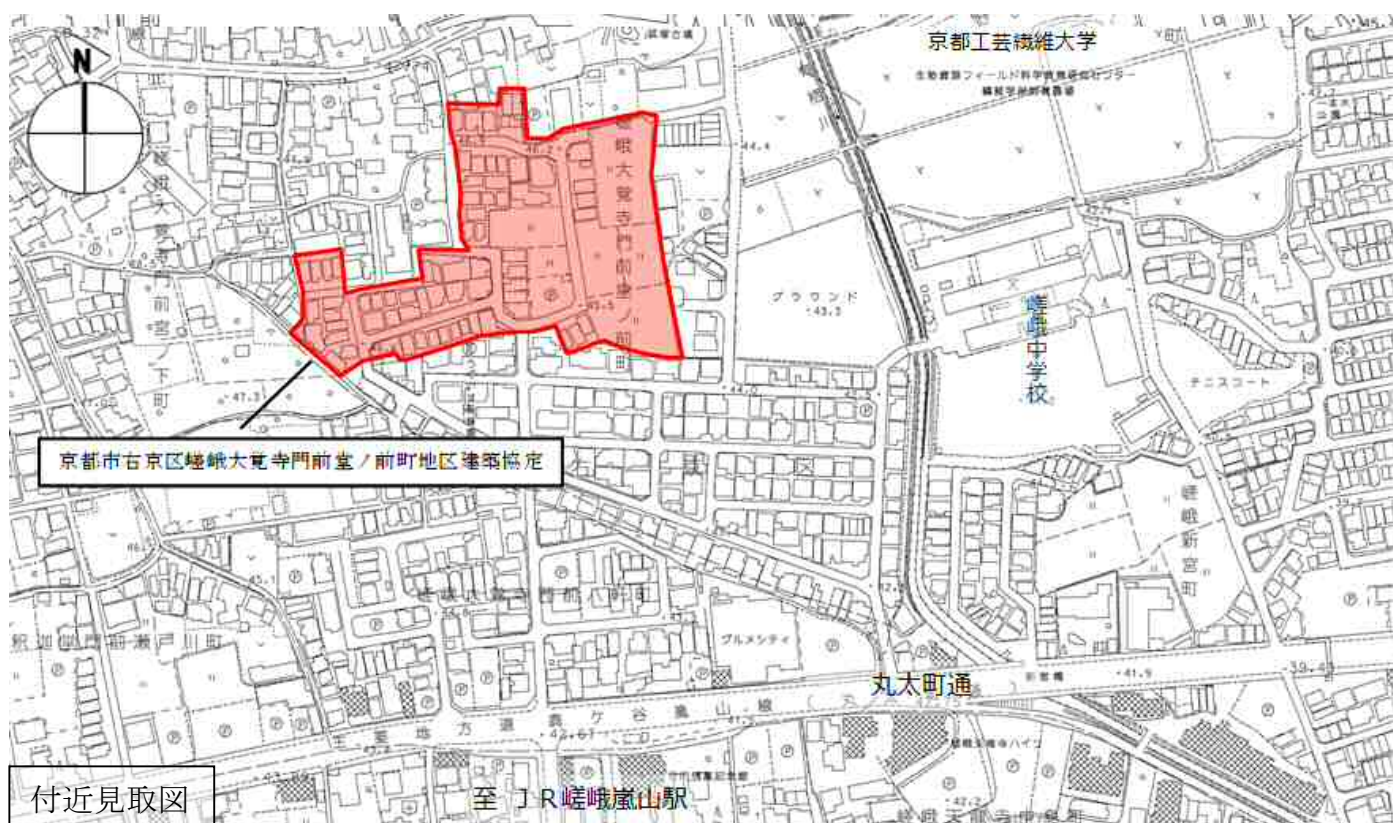
第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の用途に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

■ 建築物の用途に関する基準

第6条 建築協定区域内の建築物は、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業の用に供しないものでなければならない。

■ 土地の所有者等の届出等

第12条 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内の土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長に届け出なければならない。



別紙

京都市右京区嵯峨大覚寺門前堂ノ前町地区 建築協定区域図



凡例

